

平成 27 年 度
事 業 報 告

平成 27 年 4 月 1 日から
平成 28 年 3 月 31 日まで

一般財団法人北海道電気保安協会

目 次

I. 概要

1. 事業環境	1
2. 調査事業	1
3. 保安事業	1
4. 公益広報事業	2
5. 経営方針の具現化状況	2
6. 決算の概要	4

II. 一般事項

1. 組織（職制・機構）の変更	5
2. 要員	5
3. 土地・建物の取得、売却及び新增築など	5
4. 登記事項	6

III. 調査事業

1. 業務実施状況	7
2. 重点実施項目	7

IV. 保安事業

1. 保安管理業務受託数	8
2. 需要設備業務実施状況	8
3. 重点実施項目	8

V. 公益広報事業

VI. 評議員会及び理事会

1. 評議員会	10
2. 理事会	10
3. 評議員及び役員	10

VII. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

11

I. 概要

1. 事業環境

平成 27 年度の北海道地域の景気は、緩やかに回復しています。

すなわち、最終需要面の動きをみると、公共投資は緩やかに減少しています。輸出は減少しています。設備投資は、高水準で推移しています。個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善していることを背景に、回復しています。観光は好調さを増しています。住宅投資は、緩やかに持ち直しています。

このような中、電力関係は再生可能エネルギー関連を中心に設備投資が改善されているものの、電力系統の連系制約による新たな風力・太陽光発電所の建設が困難な状況になっております。電気料金が高止まりしている影響も懸念されます。

2. 調査事業

一般用電気工作物の定期調査（一般家庭の電気設備の定期点検）は順調に推移し、平成 27 年度は約 97 万件を実施しました。

また、平成 24 年度から 4 ヶ年の予定で、北海道電力株式会社よりタイムスイッチ接続調査業務を受託しており、最終年の平成 27 年度は 12 万 4 千台の調査を実施し全地域の調査を完了しました。

3. 保安事業

（保安管理業務）

自家用電気工作物を設置しているお客さまから受託した保安管理業務の軒数は、平成 27 年度末で 286 軒増加し 21,504 軒となりました。また、太陽光発電設備の保安管理業務受託軒数は 52 軒増加し 194 軒となりました。

再生可能エネルギーの太陽光発電設備においては、大規模なメガソーラー発電所も多数運用開始し、その竣工試験では多くの試験要員と日数が必要なため、複数支部にまたがる広範囲な業務応援を行い対応しました。太陽光発電所の新設は、電力系統の連系制約により今年度がピークと思われれます。

平成 27 年度は、平日就業時間外（夜間）出勤当番制の導入が全ての支部と一部事業所で始まり、お客さまの時間外事故に対しスピーディに応動出来る体制を整え、サービス品質の一層の向上に取り組みました。

（省エネルギー）

デマンド監視装置普及拡大による省エネルギーの推進について、平成 27 年度は、創立 50 周年を記念した「自動制御化応援キャンペーン」や「Web 化応援キャンペーン」を展開して受託契約の増加を図りましたが、既契約のお客さまの

契約解除が約 100 件に上り、純増は 84 件に留まりました。今後は契約解除の分析を行い、既契約のお客さまに対するフォローアップを積極的に行うとともに、自動制御技術を活用したデマンド監視装置の PR に努めます。

4. 公益広報事業

電気の適切かつ安全な利用及びエネルギーの合理的な使用の促進を図り、啓発・周知活動、電気・省エネ相談、講習会・講演会の開催、各地域のイベントへの参加、月間行事・キャンペーンの実施、調査研究など、さまざまな公益広報事業を行いました。

その結果、平成 27 年度の公益目的支出額は、節電対策並びに省エネルギー対策の一層の推進に伴い、計画の 125.1%となりました。

5. 経営方針の具現化状況

平成 27 年度経営方針の具現化状況は次のとおりです。

方針 1：安全の最優先

9 月 1 日の「理事長メッセージ」、「安全の誓い」、「安全標識の特別点検」等の諸行事を実施し、また、「安全衛生管理規程」を改正し、理事長による「安全衛生方針」の表明、専務理事を「総括安全衛生管理者」に選任、及び「本部、支部の実施項目」の承認等を明確にし、PDCA が効果的に機能するような仕組みを再構築したことにより、教訓が継続して風化することなく永続的に改善されるものと評価されます。

さらに、旭川労働基準監督署からの「指導票」を踏まえ、支部・事業所での感電予防のため「リスクアセスメント」手法を導入することにより、個別案件処理からリスク予測ができる処理へと発展するものと期待されます。

方針 2：要員の確保

これまでの保安要員数の状況は、2 年前から新規採用を 10 名から 15 名に増やし、更に電気主任技術者資格取得者であります実務経験が不足している者も含めた中途採用の強化を図ってきましたが、退会者が続き、要員状況は一進一退で推移していました。今年度は、大学新卒の採用、中途採用の増加（本採用 5 名、試採用 3 名、補助員 1 名の合計 9 名）、シニア層の増加等により、有資格者が増加の方向に転じたものの、お客さま数が伸びていて、職員の業務量を

表す保安員一人あたりの持ち点は、横ばいで推移しています。

そんな中で平成 28 年度の官庁、自治体関係入札等において、これまで契約していた競合他法人の入札辞退等により、平成 28 年 4 月からお客さまが急増する見込みです。

このように 2 年前から積極的な要員確保の対応を取っていますが、それを上回るお客さま数の伸びにより、職員の繁忙感や時間的余裕確保は、改善されておりません。なお平成 28 年度の定期採用が 21 名で過去最高の採用数を確保でき、長期的には要員問題は改善の方向に向かうものと考えています。

方針 3：職場環境の改善

要員確保対策を「量」とするならば、職場環境改善は「質」の対策であります。全道的に均質なサービスを提供する協会として、一人一人が平等な環境下で能力が十分発揮でき、充実したコミュニケーションが図れるよう「活力溢れる職場環境の醸成に向けて」の方策として、労務環境、業務環境、生活環境といった横断的な環境整備改善を行っているところであり、小規模事業所における借り上げ宿舍確保等、引き続きこれらの改善対策を拡充しています。

特に、前年決定した諸環境整備対策は、不公平感を和らげる一定の効果はあったものの、そもそもの職場環境の改善には、まだまだ、踏み込んだ対応が必要であり、これまでに蓄積された繁忙感からくるひずみを元に戻す取り組みとして、課長職の責任業務の分散化のための課長代理の配置、適材適所の人事の促進等の改善を行いました。

更に、若手職員の技術習得のための研修、海外研修、管理職のマネージメント能力向上に関する再研修、女性職員の活躍の拡充のための研修や OJT の活用等の充実を図っております。

方針 4：経営基盤の強化とお客さまサービス向上

従前から検討していた業務改善の切り札である「保安業務基幹システム」の主契約を 10 月に締結し、平成 29 年度の導入を決定しました。これにより、業務の大幅な改善が行われ、職員の事務負担が軽減され、サービス向上につながるものと期待しています。

更に、札幌支部の中央部と南区方面のお客さまサービスの向上を早急に図るため、札幌支部第三事業部を中央区の新しいサテライト分室に移転し、事業活動を本格化しているところです。

また、保安管理業務と合わせて重要な試験技術業務については、繁忙感で時間的余裕が少なくなり影響を受けていることから、この業務を支援する試験技術業務専門職制度を今年度創設し、保安員が定例業務に集中でき、きめ細かな

お客さまサービスが提供できる支援活動を開始しております。

一方、お客さまの声にこたえることがサービスの基本であり、現場保安員がお客さまと接することにより生じた出来事を素早く水平展開できるように「ヒヤリ情報」の創設を行い、支部・事業所に対し早めの指示を行い、お客さま対応における負担軽減に努めています。

なお、今年度が当協会創立 50 周年目にあたることから、新たな次の 10 年を目指す「新・経営ビジョン」を策定しました。これをもとに、これまでに蓄積された経験や文化を生かし、夢のある協会像を目指すこととしています。

6. 決算の概要

以上の事業活動により、経常収益は 67 億 25 百万円、経常費用は 63 億 18 百万円となり、さらに評価損益等計が有価証券評価益により 21 百万円の増加となったため、当期経常増減額は 4 億 28 百万円の増加になりました。

この結果、法人税等を差し引いた当期一般正味財産増減額は、2 億 18 百万円の増加になりました。

なお、当期の設備投資額は事務所の増改築、電動立ち乗り二輪車、及び測定器具などに 1 億 63 百万円でした。

II. 一般事項

1. 組織（職制・機構）の変更

平成27年4月1日付けで札幌支部をこれまでの3事業部体制から4事業部体制とし、札幌市中央区に設置した分室に第3事業部を配置し、業務の効率化を図りました。

2. 要員

平成27年度末現在における事業別の要員数は、次のとおりです。

(単位:人)

要員区分	要員数
一般管理	20
調査事業	97
保安事業	432
公益広報事業	1
合計	550

3. 土地・建物の取得、売却及び新增築など

平成27年度における土地・建物の取得、新增築、賃借状況は、次のとおりです。

(1) 土地の取得及び売却など

ア. 土地の取得

該当事項はありません。

イ. 土地の売却

該当事項はありません。

(2) 建物の新增築及び取得、売却など

新增築などの別	新增築などの年月日	事業所の名称 (対象物件)	所在地	面積(m ²)	用途
増改築	平成27年 9月25日	帯広支部	帯広市西4条南3丁目 16番2号	(前)671.25 (後)943.75	事務所
増築	平成27年 10月2日	苫小牧支部	苫小牧市春日町1丁目 6番4-1、6番4-2	37.32 37.32	車庫

- (3) 土地・建物の新たな賃借
該当事項はありません。

4. 登記事項

平成 27 年度中に行った登記事項は、次のとおりです。

年	月	日	登 記 事 項
平成 27 年	6 月	29 日	評議員の変更登記(任期満了)
平成 27 年	9 月	29 日	評議員の変更登記
平成 28 年	2 月	2 日	帯広支部事務所増築表示登記
平成 28 年	2 月	3 日	苫小牧支部車庫表示登記

Ⅲ. 調査事業

1. 業務実施状況

(1) 竣工調査

該当事項はありません。

(2) 定期調査

ア. 定期調査実績（一次調査）

(単位：口、%)

項 目	調査口数	参考（各比率）	
調査予定お客さま数 [a]	960,075		
一次調査訪問お客さま数 [b]	965,489	訪問実施率 (b/a)×100	100.6
調査結果が良好なお客さま数 [c]	950,779		
調査結果が不良なお客さま数 [d]	11,538	不良通知率 {d/(c+d)}×100	1.20
調査不能などのお客さま数 [e] 注)	3,172	調査不能率 (e/b)×100	0.33

注) 調査拒否のお客さま 25 口を含む。

イ. 定期調査実績（再調査）

(単位：口、%)

項 目	調査口数	参考（各比率）	
再調査お客さま数 [f]	1,890		
再調査不良通知お客さま数 [g]	22	不良通知率 (g/f)×100	1.16

2. 重点実施項目

- ・「高感度新型漏れ電流検出装置 (Ior 測定ユニット)」を導入し定着化を図ったことにより、無停電調査時の良否判定精度が向上し、「良」判定のお客さま数が増加しました。これにより従来「不良」判定となっていたお客さまの再訪問調査数が減少し業務の効率化並びに業務品質の向上を図りました。
- ・電気安全パンフレットなどを用いて居室内における電気機械器具の安全確保のポイントなど、電気の使用に伴う危険を防止するための説明を行いました。また、問診によるお客さま施設の状況に応じた電気安全の助言を行うとともに、関連する要望、電気に関する相談などに対処しました。
- ・目視などによる破損や異臭その他の施設状況について確認しました。特に単相三線式の分電盤においては、中性線の欠相による事故を防止するため、重点的に端子部の目視点検と端子ネジの増し締めを行いました。

IV. 保安事業

1. 保安管理業務受託数

(単位：軒、%)

項目		受託数	構成比
需要設備	低圧	915	4.26
	高圧	20,586	95.74
	小計	21,501	100.00
発電所		587	
配電線路		41	
合計（需要設備＋発電所＋配電線路）		22,129	
お客さま軒数		21,504	

注) お客さま軒数は、事業場の数を示す（需要設備、発電所、配電線路を単独又は併設している場合も1軒とする）。

2. 需要設備業務実施状況

(単位：件)

保安管理業務点検種別	延べ実施件数
定期点検	148,842
臨時点検	3,577
手続指導	2,088
工事中点検	1,080
竣工検査	1,232
事故処理	4,046
合計	160,865

3. 重点実施項目

- ・平成26年9月1日に発生した当協会創立以来初めての感電死亡事故を受け、二度と同じ事故を繰り返さないために、事故防止の大切さを再認識するため9月1日を「安全の日」と決めました。
- ・お客さま軒数が増加しており、保安業務従事者の担当件数が増加したため、女性と非従事者の活躍について検討し、技術部を設立しました。
- ・お客さまに、設備の節電、省エネルギー技術情報を提供することにより、デマンド監視装置の設置促進とサービス向上を図りました。
- ・再生可能エネルギー等、環境分野の新規業務受託に向け、お客さまニーズに対応した営業活動を展開しました。

V. 公益広報事業

平成 27 年度は、電気の適切かつ安全な利用及びエネルギーの合理的な利用の促進を図り、以下のような公益広報事業を実施しました。

	実施事業の概要	実績(単位)
1	各事業所で実施する広報(通年) 事業者の皆さんへの広報誌、パンフの配布、啓発・周知 お客さまを訪問しての対話活動や電話での相談対応	124,205 回 179 回
2	地域で実施する広報(随時) 当協会主催の講演会(自治体、町内会、事業者向け) 外部主催会議・講演会での講演	140 回 4 回
3	イベント等で実施する広報(イベント開催時) 交流会、フェアへの出展・参加 各地のお祭りへの出展・参加	5 回 7 回
4	広報媒体を通じて行う広報(通年) 広報誌や安全啓発カレンダーなどの印刷物作成 テレビによる広報 ラジオによる広報 新聞、雑誌等による広報 当協会 HP(総数 258 誌)への年間アクセス回数(参考)	272,890 部 0 回 732 回 52 回 116,793 回
5	月間行事による広報 電気使用安全月間(経済産業省主唱、毎年 8 月実施) 街頭キャンペーン 北海道産業保安監督部長メッセージの配布 電気使用安全月間ポスターの配布 移動相談所の開設、講演会の開催 ふれあい強調月間(毎年 2 月実施) 街頭キャンペーン 講演会・講習会の開催	37 箇所 20,420 回 15,340 回 8 回 1 箇所 7 回
6	人材育成(随時) 大学など教育機関への講師派遣 電気主任技術者会議などへの講師派遣 教育機関からの学生受け入れ	2 校 2 回 13 校
7	調査研究(随時) 電気事件事例分析及び専門家会議などでの公表	1 件
8	支援(随時) 公共施設や福祉設備の電気設備点検、手直し、清掃 災害時協力協定締結自治体の防災施設(避難所)特別点検 電気設備技術支援(公共施設を対象とした情報提供) 省エネ対策技術支援 自治体への防災協力及び災害復旧 防災訓練支援等	53 件 117 件 396 件 199 件 6 自治体 4 件

VI. 評議員会及び理事会

1. 評議員会

平成 27 年度は 1 回開催し、協会の業務運営上の重要案件について審議しました。

(単位:件)

評議員会	開催日	審議件数
定時評議員会	平成 27 年 6 月 19 日	1

2. 理事会

平成 27 年度は 4 回開催し、協会の業務運営上の重要案件について審議しました。

(単位:件)

理事会	開催日	審議件数
第 1 回通常理事会	平成 27 年 6 月 2 日	6
第 1 回臨時理事会	平成 27 年 7 月 29 日	1
第 2 回通常理事会	平成 27 年 12 月 4 日	0
第 3 回通常理事会	平成 28 年 3 月 24 日	2

3. 評議員及び役員

平成 27 年度末現在の役員などの数は、次のとおりです。

区分	人数
評議員	10 名
理事	9 名
監事	2 名

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当協会は、理事会において、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要な体制を整備するため、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決定しています。

なお、平成27年6月2日開催の理事会において、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等の関係法令の改正を踏まえ、内容を一部改正しています。改正後の基本方針は以下のとおりです。

- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 定時理事会を6月、12月、3月に開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行う。
 - ・ 6月及び12月の定時理事会において、業務執行理事から業務状況の報告を受け、理事の職務の執行を相互に監督する。
 - ・ コンプライアンスに関する行動基準を定め、理事自ら率先して実践する。
- (2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 理事の職務の執行に係る情報について、保存期間及び管理方法等を定めた法令及び内部規程に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。
- (3) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 理事長、専務理事、常勤役員等で構成する総合戦略会議等において、経営方針を定め、方針管理サイクルのもとに業務を執行する。
 - ・ 迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮命令系統や各職位の責任・権限、業務処理手順等を内部規程において明確にするとともに、情報システムを適切に活用する。
- (4) リスク管理に関する規程その他の体制
 - ・ 総合戦略会議等において、経営に重要な影響を及ぼすリスク及びその対応状況を把握するとともに、対応策の立案、実施及びその確認を行う。
 - ・ 社会的影響が大きい重大な不祥事等が発生した場合には、理事長、関係役員等及び法務に関する外部有識者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、適切かつ迅速な対応を行う。
 - ・ 非常災害等の発生に備え、対応組織、情報連絡体制等を内部規程に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

- (5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・コンプライアンスに関する従業員教育、研修の実施等を通じて方針や行動基準の徹底を図るとともに、法令及び一般財団法人としての倫理等の遵守、不正防止の活動を推進する。また、コンプライアンス等に関する相談窓口を設置し、適切に運用する。
 - ・業務の適確性及び効率性向上の観点から業務の執行状況を把握し改善を図るため、内部監査を実施する。
- (6) 監事はその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項
- ・補助する従業員に関する取扱いは監事と協議して定める。
- (7) 監事の職務を補助すべき従業員の理事からの独立性および監事の指示の実効性の確保に関する事項
- ・監事の職務を補助する従業員は、監事の指揮命令のもとで職務を行うものとし、その人事異動等については、事前に監事と協議する。
- (8) 理事及び従業員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
- ・法令に定められた事項のほか、重要な業務執行に関する事項について、監事に定期的もしくは都度報告する。
 - ・監事に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないように適切に対応する。
- (9) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監事から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が監事の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。
- (10) その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監事から理事等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合には、速やかにこれに応じる。
 - ・内部監査部門は、監査結果の報告等、監事への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当協会は、前記「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組み

- ・「理事会規程」に基づき、理事会を定期的で開催しているほか、適宜臨時に開催し、法令、定款、および規程に定められた事項を決議するとともに、理事の職務執行等に関する適合性、業務執行の妥当性等について監督を行っています。また、業務執行理事は、業務執行の状況について、理事会へ適切に報告を実施しています。
- ・当協会の行動規範として「コンプライアンス行動基準」及び「行動の手引き」を制定し、これを記載した冊子の配布、協会ポータルサイトへの掲示を通じて全職員へ周知・浸透を図るとともに、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止等を図るため、役職員を対象とした研修を定期的実施しています。
- ・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、総務部にコンプライアンス相談窓口を設置し、協会ポータルサイト等を通じて、内部通報者の不利益取扱いの禁止を含む制度の利用ルールを職員に周知しています。
- ・内部監査では、事業活動が法令、諸規程および経営方針・計画に準拠し、適正かつ効率的に運営されていることの確認及び監査を実施し、適宜改善措置を行っています。

(2) 情報保存及び管理に関する取組み

- ・理事会等の議事録、稟議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、「文書規程」その他関連する規程に基づき、その種類ごとに適切な保存期間を設定のうえ、適切に管理・保存しています。

(3) 効率的職務執行に対する取組み

- ・経営方針に則り各部門ごとに業務運営計画を策定し、その実施状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行しています。
- ・「組織管理規程」で業務分掌・職務権限を定め、指揮命令系統及び責任を明らかにするとともに、各種の業務規程で所管部門の業務処理手順等を明確にし、職務の執行を適切かつ効率的に行っています。また、必要に応じて諸規程、業務の見直しを行いその実効性を向上させています。

(4) リスク管理に対する取組み

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等に反映し、方針管理サイクルのもと、適切に管理（PDCA サイクルを展開）・対応しています。
- ・「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンスに反する重大な事案が発生した場合は、コンプライアンス委員会において適切かつ迅速な対応を行うとともに、再発防止策を講じることとしています。
- ・大規模自然災害等の発生時における連絡体制及び初動体制を確認するため、「危機管理対策要領」に基づき継続的に訓練を行うとともに、問題点の把握とその改善に努めています。

(5) 監事監査の実効性の確保に対する取組み

- ・監事は、当協会の役職員から監査について必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議への出席に加え、業務執行の意思決定に係る稟議決裁の内容を随時確認しています。
- ・監事の職務を補助するため、内部監査部門の人員が監事の指揮命令のもと、必要に応じて補助業務にあたっています。また、監事の職務上必要と見込まれる費用については、協会が負担することとしており、速やかに処理を行っています。
- ・監事は当協会の代表理事等との意見交換会を開催するとともに、内部監査部門と連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。